

新規受託項目のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、弊社では皆様のご要望にお応えし、また医療の進歩に寄与すべく絶えず検査領域の拡大に努めておりますが、このたび、下記項目の受託を開始することになりました。
取り急ぎご案内させていただきますので、ご利用のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

変更項目

- ADAMTS13活性 :項目コード 2709
- ADAMTS13インヒター定量 :項目コード 2707

変更期日

平成30年3月31日(土)受託分より変更



保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161

新規受託項目

項目コード	検査項目	検体必要量	容器保存方法	検査方法	基準値	所要日数	実施料判断料	備考
2709	ADAMTS13活性	クエン酸加血漿 0.2 mL	凝固検査用 採血管 D-1 ↓ G-1 凍結	ELISA 法	0.10 以上 IU/mL (10% 以上) ^{*1}	4~8 日	400 血液	*1
2707	ADAMTS13インヒビター定量	クエン酸加血漿 0.5 mL	凝固検査用 採血管 D-1 ↓ G-1 凍結	ELISA法	0.5 未満 BU/mL	4~8 日	600 血液	*1

検査場所:LSIメディエンス(略号:*1)

※1 測定値が0.10 IU/mL 未満(10%未満)の場合は、血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)と判定されます。

TTP 判定基準 健常者参考値:0.78 IU/mL(78%以上)

▼ 臨床的意義

ADAMTS13(a disintegrin-like and metalloproteinase with thrombospondin type1 motifs 13)は、VWF 切断酵素(VWF cleaving protease; VWF-CP)とも称されるように止血因子の von Willebrand 因子(von Willebrand factor; VWF)を特異的に切断し、VWF のマルチマーサイズを減じることで病的な血小板凝集・血栓形成を防止する働きをする亜鉛型メタロプロテアーゼです。血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)は細小動脈に血小板血栓が閉塞することで発症する全身性重篤疾患で、TTP の原因として、このADAMTS13 活性が低下または著減することが知られています。TTP は遺伝子異常による先天性 TTP とIgG 型自己抗体(インヒビター)による後天性 TTP とがあり、治療方法の選択において両者を鑑別することが重要となります。ADAMTS13 活性およびインヒビターを測定することで、病態の鑑別ならびに治療方針決定に有用な情報を提供できると考えられます。

ADAMTS13活性の報告単位は、国際標準物質に合わせ「IU/mL」表示にて報告しております。しかしながら、血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)ならびに非典型溶血性尿毒症症候群(aHUS)の診断基準では、従来の活性測定の単位である「%」で判断されており、実際に報告する単位との差異が生じております。このままでは臨床現場での混乱を招くとの判断から、測定値「IU/mL」に変換式(1IU/mL=100%)で算出される「%」表示も合わせて報告することと致しました。

▼ 実施料の算定備考

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)(平成30年3月5日 保医発0305第1号より抜粋)

D006 出血・凝固検査

(10) ADAMTS13活性

ア「34」のADAMTS13 活性は、他に原因を認めない血小板減少を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。

イ 血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者またはその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(11) ADAMTS13インヒビター

ア「35」のADAMTS13 インヒビターは、ADAMTS13 活性の著減を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。

イ 後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者又はその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。